

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 議案第 6号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第13 議案第13号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第14 議案第14号 令和3年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第15号 令和3年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第16号 令和3年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第17号 令和3年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第18号 令和3年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第19号 令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 令和3年度上天草市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第21号 令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 4 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 4 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 4 年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 令和 4 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 4 年度上天草市下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 財産の譲与について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 3 6 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 7 同意第 2 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（15名）

議長 桑原 千知		
1 番 北垣 洋	2 番 井手口隆光	3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠	5 番 塩田 真一	6 番 嶋元 秀司
7 番 田中 辰夫	8 番 何川 雅彦	9 番 宮下 昌子
10 番 西本 輝幸	11 番 高橋 健	12 番 小西 涼司
13 番 新宅 靖司	14 番 津留 和子	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

15 番 田中 万里

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀江 隆臣	副	市	長	村田 一安										
教	育	長	高倉 利孝	総	務	部	長	宇藤 竜一								
市	民	生	活	部	長	水野 博之	経	済	振	興	部	長	山本 一洋			
企	画	政	策	部	長	花房 博	建	設	部	長	小西 裕彰					
健	康	福	祉	部	長	坂田 結二	教	育	部	長	山下 正					
上	天	草	総	合	病	院	事	務	部	長	須崎 朝幸	水	道	局	長	桑原 成明

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	海崎 竜也	局	長	補	佐	山	川	康	興
参					事	四丸 雄介	主			事	松	原	ち	ひろ

開会 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年度第2回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番、高橋健君、12番、小西涼司君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

令和4年第2回上天草市議会定例会にあたり、議会運営委員会を開催し、会期日程等会議の運営について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日2月24日は、開会、提案理由説明、3月7日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が3月7日と15日の2日間、その他の常任委員会が3月8日から10日までの3日間開催

することとし、一般質問は、3月14日及び15日の2日間行います。3月18日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は32件、その内訳は、条例6件、当初予算11件、補正予算10件、同意2件、その他3件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。なお、議案第12号、上天草市一般会計補正予算（第13号）は、急至を要する案件でありますので、委員会への付託を省略し、本日の本会議で質疑討論を経て採決することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月18日までの23日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年12月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧をお願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（桑原 千知君） 日程第4、行政報告。

市長から、行政報告の申出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和4年第2回市議会定例会の開催にあたり、12月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、急激な感染拡大を受けて、熊本県は、1月21日から、まん延防止等重点措置が適用されました。県内では、1月27日に、過去最多となる1,275人の新規感染者が確認され、本市においても、今年に入り、200人以上の新規感染者が

確認されています。市としましては、今後も、新型コロナウイルス感染症に関する情報を防災行政無線並びに市の公式LINE及びホームページなどを活用し提供することで、さらなる感染防止対策の周知徹底に努めてまいります。

消防、防災につきましては、1月4日に、新春恒例の上天草市消防出初式を松島総合運動公園野球場において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、規模を縮小し、式典のみ開催をいたしました。また、2月14日に、赤十字飛行隊熊本支隊及び一般社団法人くまもと飛行隊と大規模災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定を締結いたしました。協定内容につきましては、大規模災害発生時に、応急対策に必要な物資を航空機により緊急輸送等を行うもので、安定した物資の供給支援ができるものと考えています。

次に、企画政策部門でございます。

八代・天草シーライン構想につきましては、議員皆様にも御参加をいただきましたとおり、昨年12月12日に、本市において、金子総務大臣御臨席のもと、県の八代・天草シーライン建設促進協議会主催による第1回八代・天草シーライン構想推進大会が開催されました。大会では、八代・天草シーラインの早期実現、事業化に必要な調査、検討の早期着手を関係機関に強く提言していくことが決議をされ、1月11日には、九州地方整備局に対し要望を行いました。今後も、引き続き、市議会や民間期成会、地元経済界をはじめ、市民の皆様と一体となって、シーラインの実現に向けたさらなる機運醸成に努めてまいります。

地方創生につきましては、1月26日に、一般社団法人全国古民家再生協会熊本の主催により、県内初となります全国空き家アドバイザー協議会熊本県上天草支部の設立総会が開催され、市において、同日と2月19日に空き家対策セミナーを開催いたしました。この支部の設立は、昨年6月に、空き家の適正管理等を目的に、本市と一般社団法人古民家再生協会熊本及びアールスマイル株式会社が締結した包括連携を機会としたもので、今後は、当該協議会とも連携をし、空き家の利活用を推進し、移住定住を促進してまいります。

デジタル化の推進につきましては、職員の意識醸成を図ることを目的に、1月24日、若手職員によるデジタル社会実現に向けた政策提案プレゼン大会を開催いたしました。書かない窓口や、各種手続のオンライン化、オリジナルアプリを活用した行政情報の見える化など、期待を上回る提案があり、若手職員の可能性や将来性を感じる場となりました。この若手職員による提案を契機に、便利で快適なデジタル化の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、経済振興部門でございます。

2月1日に、熊本県は、県産アサリ貝の産地偽装の疑いが判明したことを発表し、県産魚介類への風評被害が報道されていることから、本市におきましても、市内の魚介類について、漁業協同組合に風評被害等の聞き取り調査を行いました。今後、ほかの魚介類へ被害の影響があった場合は、国、県及び関係団体と連携しながら、県産魚介類の信頼回復に向けた取組に努めてまいります。

トレッキングフェスティバルにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、集合型の

イベントから、いつでも参加可能なデジタルスタンプラリー形式によるトレッキングラリーとして開催し、1月末現在、約400人の方々に参加をいただいております。また、今年は、九州オルレ維和島コースが、認定から10周年を迎えることから、ウォーキングイベントの開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、やむを得ず中止となりました。

ふるさと応援寄附金につきましては、返礼品の充実や大都市圏へのPRなどに取組み、12月末現在で7億4,300万円となり、昨年末を約7,000万上回りました。

農林水産物等販売促進事業につきましては、コロナ禍の中ではありますが、1月11日から2月14日まで、上天草フェア in JR博多シティを開催いたしました。また、オンライン商談会も開催し、バイヤーや消費者に本市特産品をPRし、販路拡大に取り組ましました。

企業立地事業につきましては、12月16日に、株式会社日本冷熱の新しい天草工場の落成式が行われ、さらなる事業拡大、雇用の創出に向けて操業を開始されましたので、できる限りの支援に取り組んでまいります。

次に、市民生活部門でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度分の国民健康保険税減免申請につきましては、これまでに14件、188万9,100円の減免を決定しております。

証明書等コンビニ交付サービス事業につきましては、昨年9月から開始し、これまでの月平均利用件数は55件となっております。今後も、窓口手続の混雑緩和及び市民の利便性向上を図るため、サービスの利用促進に努めてまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、医療従事者等の3回目の追加接種を12月1日より開始しました。令和4年1月に入り、オミクロン株の急速な感染拡大を受け、医療従事者等のほか、一般の高齢者についても、原則8ヶ月以上の経過を2か月前倒しし、6か月以上経過した後に追加接種を実施する国の方針が出されました。本市におきましても、早急に接種体制を整えた上で、これまで前倒しした接種を実施しており、さらに接種の実施状況によっては、64歳以下の一般の方の前倒し接種を行ってまいります。今後も、接種希望者へ計画的に接種ができるよう、引き続き、医師会等の関係機関と連携してまいります。

高齢者等が新型コロナウイルスワクチン接種時に利用できる移動困難者の輸送支援事業につきましては、3回目追加接種の実施に伴い、引き続き支援することとし、1月25日に、前回申請者988人に対して、タクシークーポン券を交付いたしました。また、新規申請につきましては、随時受付を行っています。

上天草市内の保育所等における新型コロナウイルス感染症検査業務につきましては、保育所、認定こども園、こども未来館に従事する職員を対象に、令和3年6月に、第1回目245人、令和4年1月に、第2回目248人の検査を実施し、全員陰性を確認しました。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、必要書類の審査受付が完了した世帯から順次給付することとしており、最初の給付日を3月4日に予定しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、2月18日現在、1,577世帯へ3億1,020万円を給付しました。

最後に、教育部門でございます。

市内小・中学校の卒業式につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、卒業児童生徒、保護者、教職員を中心に行います。児童生徒の新たな門出となる大切な式典でございますが、来賓への御案内は行いませんので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

上小学校教室棟改築事業につきましては、工事の完了に伴う落成式を2月25日に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大により、やむなく中止いたしました。教室棟の改築により、児童の安心安全な学校生活が確保されるとともに、ユニバーサルデザインの施設や整備が整い、利便性の向上が図られました。

大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修事業につきましては、工事の完了に伴う落成式を1月8日に開催いたしました。式典終了後に、独立プロ野球球団火の国サラマンダーズによる野球教室を行い、市内小・中学校60人がプロ選手の指導を受けました。

新大矢野図書館等の整備につきましては、建築工事の契約を1月に締結し、2月8日に安全祈願祭が行われました。今後は、令和5年度の供用開始に向け、整備を進めてまいります。

天草パールラインマラソン大会につきましては、50周年を記念して、2月23日に、大矢野総合スポーツ公園において、記念式典を開催いたしました。節目の祝賀行事でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、極力参加者を絞り、実施をいたしました。また、大会につきましては、スマートフォンアプリを利用したオンライン大会として開催しております。703人の参加者には、2月23日から3月6日までに、好きな時間に好きな場所を走って参加をいただけるシステムとなっております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（桑原 千知君） これで、行政報告は終わりました。

日程第 5 施政方針説明

○議長（桑原 千知君） 日程第5、施政方針説明。

市長から施政方針説明の申出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和4年第2回市議会定例会の開催にあたりまして、施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の出現により、全国的に感染者数が急増し、熊本県においても、1月21日から適用されました、まん延防止等重点措置が3月6日まで延長されました。本市におきましても、時短営業や観光客の減少など、様々な分野や業種に影響が生じています。今後、さらに新たな変異株の出現を懸念する見方もあり、その収束は依然見通

せない状況にあります。このような状況下にあつて、市においては、感染対策の徹底を図りながらも、ポストコロナにおける新しい生活様式や社会経済活動の変化を見据え、デジタル技術を積極的に取り入れながら、住民サービスの向上と地域経済の活性化に一層努めてまいります。

また、令和4年度は、第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年度にあたることから、進捗状況を確認の上、戦略に掲げる取組を着実に推進し、新型コロナウイルス感染症からの復興とともに、魅力あるまちづくりをさらに進めてまいります。併せて、国土強靱化や持続可能な開発目標SDGsの取組も本格化させ、市民の安心、安全や暮らしやすさの充実に努めてまいります。

さて、来年度の地方財政計画においては、前年度を上回る地方一般財源総額が確保され、地方税等が増収となる中、臨時財政対策債は抑制をされ、地方交付税総額は増額となりました。しかしながら、歳入の約4割を地方交付税に依存し、自主財源に乏しい本市にあつては、引き続き、厳しい財政運営を強いられることが予想されます。第4次行政改革実施計画に基づく取組を着実に推進するとともに、国、県の財政支援の有効活用や、ふるさと応援寄附金による自主財源の確保などにより、健全財政の堅持に、引き続き努めてまいります。

令和4年度の予算編成にあつては、一層厳しさを増す財政状況を乗り切るため、確実な歳入確保に努めるとともに、全ての事務事業の徹底検証を行いました。その上で、本市における喫緊の課題解決のために、優先的に取り組むべき事業を選択し、限られた財源を重点的かつ効果的に活用することといたしました。その結果、令和4年度の一般会計の歳入歳出予算総額は194億6,640万6,000円となり、前年度比9.3%、16億6,367万1,000円の増となりました。増額の理由としましては、新大矢野図書館等建設事業、漁港等の整備事業の計上による増額などが挙げられます。令和5年度に発行期限を迎える合併特例債や国の補助金を最大限有効に活用することを念頭に置いた予算計上となります。

令和4年度の主な施策につきましては、各部門の方針の中で御説明申し上げます。

まず、総務部門でございます。

第4次行政改革実施計画に基づき、多様化する行政課題に対応した部課等の統廃合及び平準化並びに組織再編に伴う業務の移管、事務の一元化により、業務の効率化及び業務量の平準化を図るため、令和4年度の組織改正を行うこととしました。主なものとしましては、経済振興部において、農林水産課の業務が多岐にわたることから、農林課とみなと・水産課に再編するとともに、課等の平準化及び組織の簡素化を図るため、観光おもてなし課に産業政策課を統合することとしております。

公共施設のマネジメントにつきましては、上天草市公共施設等総合管理計画に基づき、施設総量の減量化に向けて、不用になった施設の解体を進めつつ、公共施設の複合化、集約化などを推進してまいります。また、行政運営上、不要な土地や建物は、積極的に売却、または、貸付けを行うなど、市有財産の有効な利活用を図ってまいります。

防災につきましては、近年の激甚化する自然災害の発生状況を鑑み、引き続き、大規模災害を

想定した総合防災訓練などを実施するとともに、自主防災組織との連携を図りながら、自主運営避難所の拡充を図り、市民の安心、安全な確保に努めてまいります。

消防につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層図る必要があることから、引き続き、基本団員、機能別団員及び女性消防隊員の確保に努めるとともに、老朽化した消防格納庫や消防積載車等を計画的に整備し、消防活動の充実を図ってまいります。

次に、企画政策部門でございます。

上天草市第2次総合計画につきましては、令和5年度に終期を迎えることから、上天草市第3次総合計画の令和5年度中の策定に向けて、令和4年度から取り組んでまいります。

地方創生の推進につきましては、地方創生推進交付金を活用したこれまでの事業に加え、コロナ禍で地方への関心が高まっているこの機に、ワーケーションの民間事業者の取組を促進するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したワーケーション施設整備支援事業を実施します。当該事業の実施により、ワーケーションの推進から関係人口を創出し、移住定住の促進につなげ、持続可能なまちの実現を図ってまいります。

地域おこし協力隊につきましては、市内にある既存のものなどを活用、いわゆるシェアして、市民サービスの向上に取り組むシェアリングエコノミー、地域おこし協力隊の情報共有の場や、生業の一つとなる上天草市グローバルベンチャーラボ、公務員を多く輩出して上天草高校の魅力を高める公営塾の構築等に携わる新たな隊員を3名導入し、地域の活性化を図ってまいります。

公共交通につきましては、上天草市地域公共交通網形成計画が令和4年度に終期を迎えることから、市民のニーズに応じた持続可能な地域公共交通を将来にわたり確保するため、新たなマスタープランとなる地域公共交通計画の策定に取り組んでまいります。

宮津地区将来構想の推進につきましては、宮津地区の核となる施設を、道の駅である上天草物産館さんぱーるとした基本計画の策定及びPFI等の導入可能性調査の令和5年度実施に向けて、市議会の宮津地区将来構想調査特別委員会の御意見を伺いながら、関係機関との協議を進めてまいります。

デジタル化につきましては、デジタル技術の活用による住民サービスの向上や業務効率化など、社会の要請であるデジタル社会にふさわしい便利な市役所を目指し、デジタル改革や行政改革を一体的に進めてまいります。

次に、経済振興部門でございます。

農業の担い手の育成、確保につきましては、国の農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者への支援を行い、農業を志す者にとって、安心して就農できる環境を作り、魅力ある農業経営の実現に向けた支援に取り組んでまいります。また、農業の有する国土保全や景観の保全等の多面的機能の維持、発揮のため、日本型直接支払制度を活用し、市内の各地域の地域活動や営農活動の支援に取り組んでまいります。

農業農村整備事業につきましては、令和元年度から着手しております大矢野町京の島地区の経営基盤整備事業において、軟弱地盤等による用水施設の計画変更により、令和6年度末の事業完

了に向け、継続して熊本県と連携し、事業の推進に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、農地への電柵設置及び狩猟免許取得の支援を継続するとともに、地元猟友会との連携による捕獲用箱罟の設置を進めるなど、農作物への被害軽減の対策に努めてまいります。

林業振興につきましては、森林経営管理法に基づく手入れがなされていない民有人工林の所有者への森林経営管理に関する意向調査を継続して実施し、所有者の意向をもとに、間伐等の促進などを図り、森林の適切な管理と林業の成長産業化に取り組んでまいります。

松くい虫の被害拡大防止対策につきましては、引き続き、健全な松林には薬剤散布による防除と併せて、近年の被害拡大傾向を鑑み、事前対策として、樹幹への薬剤注入方式への導入を検討するとともに、事後対策としての被害を受けた松林には、徹底した伐倒、薬剤処理を実施し、景観整備に努めてまいります。

水産振興につきましては、水産資源の減少に伴う漁獲の減少対策として、漁協等関係団体と連携をし、車エビ、ガザミなどの種苗放流のほか、市内小中学生及び高校生を対象に、魚食普及に向けたお魚料理教室を継続して実施してまいります。

漁港施設につきましては、水産物供給基盤機能保全事業として、牟田漁港、鷺浦漁港及び串漁港の機能保全工事を実施し、施設利用者が安心して利用できる施設機能の保全に努めてまいります。

港湾施設につきましては、上天草港（江樋戸港区）改修工事を継続して実施するとともに、老朽化した施設の改修を行い、利便性の向上及び安全性の確保に努めてまいります。

農林水産物の販路拡大、ブランド化及び6次産業化の推進につきましては、生産者や事業者、上天草物産館さんばーとの連携をさらに強め、上天草ブランド認証品を中心に、上天草市産品のブランド力を高め、全国及び海外に上天草ブランドを売り込んでまいります。また、上天草物産館さんばーを上天草市産品の販売の核とするために、市内事業者と都市圏及び市外バイヤー、飲食店等との取引を仲介する地域商社化と物産館のさらなる魅力アップを図ってまいります。

観光振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、令和4年度についても、観光客が求めるニーズを的確に把握し、イベント等の開催については、状況により、感染リスクの少ないデジタル技術を使った分散周遊型イベントに切り替えるなど、細やかなプロモーション活動を行いつつ、市内観光需要の回復のための誘客事業を行ってまいります。

天草四郎ミュージアムにつきましても、入館者数は低迷しておりますが、これまでの誘客事業と新しい映像コンテンツを軸に施設のPRを行い、入館者の増加に向けて努力をしてまいります。

産業振興につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響と市内経済、事業者の状況を把握し、国、県の動向を踏まえて、市内事業者への支援を検討してまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、令和4年度の目標を8億円とし、これまでの寄附状況を分析し、市内事業者と協力して、魅力ある返礼品やサービスの拡充と効果的な宣伝に取り組んでまいります。

地場産業の育成、支援につきましては、市内各事業所における労働力不足が懸念されることから、上天草市ふるさとハローワークの活用推進や、企業合同説明会を開催し、地元企業への就職を促進します。また、商工会や金融機関と連携した上天草市小規模事業者支援ネットワークの取組を強化し、創業支援や事業者の事業継続、拡大の支援に取組み、消費の流出を抑えて、市内循環を促進することと、観光客等からの外貨の獲得を実現して、市内経済の好循環を目指してまいります。

海運振興対策事業につきましては、引き続き、上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を中心に、船員確保の取組を進め、本市の基幹産業である海運業の振興を図ってまいります。

企業立地事業につきましては、企業立地に必要な基本情報を整理し、熊本県企業立地課や既存誘致企業と連携しながら、新たな雇用の場を生み出す企業進出を模索することとともに、上天草市誘致企業連絡協議会の活動を継続し、誘致企業との良好な関係を維持して、各社の事業継続、拡大を支援してまいります。

次に、建設部門でございます。

市道の舗装補修事業につきましては、一部国の社会資本整備交付金事業として承認されたことから、引き続き、重点事業として事業を実施し、安全性や利便性の向上に努めてまいります。

市道の道路改良事業につきましては、平成27年度から実施してきました市道古野賤の女線道路改良交付金事業が、令和4年度に事業完了を予定しております。

橋梁補修事業につきましては、令和2年度に工事着手しました野釜大橋の補修工事を、道路メンテナンス補助金事業として、引き続き、整備を行ってまいります。併せて、橋梁点検において補修が必要であると判断された橋梁についても、当該補助金を活用しながら、順次、補修工事を進めてまいります。

通学路等の安全対策につきましては、交通安全プログラムに示された危険箇所に対し、交通安全施設対策事業を実施し、利用者の安全性確保を図ってまいります。

熊本県が実施している熊本天草幹線道路の大矢野道路につきましては、令和3年度から事業用地の用地買収に取り組まれておりますので、大矢野道路の事業進捗に向けて、市としても、引き続き、必要な支援を行ってまいります。

生活排水処理対策につきましては、合併処理浄化槽と比べ、環境負荷が高い既存の単独処理浄化槽や汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換を推進し、県内でも下位に位置する汚水処理人口普及率の向上につなげてまいります。

下水道事業につきましては、処理場及び管渠について、ストックマネジメント計画に基づく改修工事を進めるとともに、不明水対策や未加入者への加入促進を行ってまいります。

空き家対策につきましては、老朽化した危険な空き家の解体を進めるとともに、引き続き、所有者等へ空き家の危険性や解体に係る助成制度の周知を徹底することにより、危険な空き家の削減に努めてまいります。

民間住宅の耐震化や危険なブロック塀の撤去につきましては、引き続き、国の交付金を活用

した補助事業について市民へ周知を行い、安心して暮らせる住まいづくりを支援してまいります。

市営住宅につきましては、老朽化した住宅の外壁や屋根等の改修を順次実施し、入居者の方が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

環境衛生業務につきましては、国において、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略による省エネ・再エネに向けた様々な取組が促進されていることから、本市においても、すばらしい自然環境を守り、良好な状態を次世代に継承するため、第2次上天草市環境基本計画に基づく各種環境施策を市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、計画的に取り組んでまいります。

温暖化対策につきましては、上天草市地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電の普及促進など、温室効果ガスの排出量削減に取組み、本市のゼロカーボンシティ宣言発出に向け、市民、事業者及び行政が一体となった取組を実施してまいります。

海洋ごみ対策につきましては、有明海、八代海を豊かで美しい海として再生するため、市民の自主的な環境美化、保全活動への支援を行うとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海岸漂着ごみ、漂流ごみ等の回収、発生抑止に取り組んでまいります。

ごみの減量化対策につきましては、環境負荷の低減、さらなるごみの資源化、減量化を推進するため、出前講座や広報紙等を活用した市民の意識改革を推進し、生ごみの堆肥化、水切り等、徹底したごみの減量化と資源の循環促進に向けて取り組んでまいります。

また、天草広域連合において、令和9年4月の稼働開始に向け、新ごみ処理施設整備計画が進められていることから、本市においても、ごみ運搬コスト削減や中継施設等を検討する上天草市ごみ処理中継施設整備基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、LGBTやジェンダー平等などを意識したフォーラムを計画するとともに、第3次上天草市男女共同参画推進計画が令和4年度に終期を迎えることから、第4次推進計画の策定に取り組んでまいります。

姫戸・龍ヶ岳地域の活性化につきましては、姫戸地域において、本年3月1日、地域おこし協力隊の着任を予定しているところであり、今後、地域住民や各種団体、協力隊員とともに、地域資源の掘り起こしや活用に向けて取り組むこととし、龍ヶ岳地域への波及効果を図ってまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

地域福祉の充実につきましては、第4期上天草市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するとともに、8050問題や介護と育児が同時に直面するダブルケア問題など、複雑化、複合化した市民ニーズに対応するため、制度、分野ごとの縦割りや、地域住民が支え手、受け手に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

障害福祉につきましては、第3期上天草市障がい者計画及び第6期上天草市障がい福祉計画・

第2期上天草市障がい児福祉計画に基づき、障害者自立支援事業や障害者地域生活支援事業などにより、各種サービスや相談支援体制の充実、強化を図りながら、各関係機関と連携協働し、障害者等の自立支援や就労支援に取り組んでまいります。

子ども・子育て支援につきましては、第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世帯に対して、よりきめ細やかなサービスとさらなる支援の充実を図ってまいります。また、子供及び子供を取り巻く家庭等の問題に関する実情の把握、相談、対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点を、令和4年4月に子育て支援課内に設置し、関係機関との適切な連携のもと、相談対応の技術の向上に努めるほか、情報や考え方を共有し、子育て家庭への支援を強化します。

特定健診につきましては、令和2年度を受診率が31.1%と、前年度と比較し、0.9%上昇しています。本市の国民健康保険の疾病状況においては、生活習慣病が多く占めていることから、健康診断による早期発見、早期治療につなげるため、AIを活用した特定検診の受診勧奨や、Web予約システムを導入し、受診者を増加させるとともに、さらなる市民の健康づくりの推進を図ってまいります。

また、健康ポイント事業につきましては、これまで以上に事業参加者の拡大を図り、市民の健診受診行動の定着を目指し、引き続き、実施してまいります。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、経年劣化による不具合が生じている機械設備等の改修を計画的に進めるとともに、市民の利用を拡大する事業展開を指定管理者と実施し、健康福祉の増進及び観光産業の振興に努めてまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、上天草市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者の皆様が住み慣れた地域で健康に安心して暮らせることができるよう、事業を実施してまいります。高齢者を含む地域住民が生活支援や地域の支え合い活動に取り組む生活支援体制整備につきましては、各地域に配置している生活支援コーディネーターや地域おこし協力隊員の協力を得て、有償・無償の生活支援ボランティア活動の立ち上げ支援を進めてまいります。

介護予防につきましては、住民主体の通いの場をはじめとした地域の介護予防活動の取組を推進しており、今後は、コロナ禍による要介護高齢者の増加を防ぐためにも、地域での介護予防活動の継続支援に力を入れてまいります。

次に、教育部門でございます。

教育委員会におきましては、本市の教育基本理念である「ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくり」を目指し、様々な施策に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、学びを支える教育環境の充実、生きる力を育む学校教育の充実を基本方針とし、教育環境の整備に努めてまいります。教育環境の充実につきましては、上小学校の屋内運動場改修など、施設マネジメント計画に基づく改修事業を適切に進めてまいります。学校教育の充実につきましては、国のGIGAスクール構想の実現を目標とし、学校ICT施設設備の活用を推進させることにより、子供たちの学力向上はもとより、誰一人取り残されない学校教

育の実現に向けて、その活用を加速させてまいります。なお、学習用タブレットについては、コロナ禍における子供たちの学びの保障にも活用してまいります。

また、自立支援相談員やスクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携することにより、不登校児童生徒の減少、未然防止策に努めるとともに、引き続き、特別支援学級の設置や就学援助等の支援を行いながら、困り感のある児童生徒への細やかな支援を行ってまいります。

さらに、学校運営協議会制度や学習支援として実施している地域未来塾を活用し、学校・家庭・地域との協働連携による、学びを支える教育環境の充実を実現させ、上天草市の未来を担う子供たちの生きる力と上天草を愛する心を育み、郷土に誇りを持ち、社会をたくましく生き抜く人材を育成してまいります。

社会教育につきましては、生涯学習の推進による地域の活性化、個性豊かな地域文化の振興及びスポーツ文化の振興による地域の活性化を基本方針として、生涯学習の充実やスポーツ活動の推進に取り組んでまいります。

新大矢野図書館の整備につきましては、令和4年2月に、建設工事に着手し、令和5年度の供用開始に向け整備を進めてまいります。

スポーツ文化の振興につきましては、大矢野総合スポーツ公園グラウンドの改修工事が完了したことから、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながらではありますが、施設を活用し、スポーツの振興及び各種大会や合宿等の誘致に取り組んでまいります。

また、社会体育施設につきましては、建築から20年以上経過した施設が多く、改修や修繕にかかる費用も増加傾向にあることから、改修費用等の平準化を図り、適正な維持管理を行うため、長寿命化計画を策定し、計画的な施設整備に取り組んでまいります。

最後に、水道部門でございます。

水道事業につきましては、国の生活基盤耐震化交付金事業を活用した水道施設の維持管理と持続可能な水道事業に努めてまいります。また、主な耐震化事業につきましては、大矢野上田端、松島町合津、龍ヶ岳町大道、3地区の布設後40年を経過した老朽管布設替工事及び市内の漏水対策を実施し、水道施設の維持管理や、有収率の改善に取組み、安心安全な水を安定的に供給するために努めてまいります。

以上、部門ごとに施政方針を御説明申し上げましたが、令和4年度は、私にとっても任期最終年度になります。喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策と市民生活及び地域経済の回復に全力で取り組むとともに、第2次総合計画等に掲げる施策を着実に推し進め、将来にわたって持続可能な地域社会を確立できるよう取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。施政方針の説明とさせていただきます。

○議長（桑原 千知君） これで、施政方針説明は終わりました。

- 日程第 6 議案第 6 号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号 上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 9 議案第 9 号 上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 10 議案第 10 号 上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例を廃止
する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 11 号 上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 12 議案第 12 号 令和 3 年度上天草市一般会計補正予算 (第 13 号)
- 日程第 13 議案第 13 号 令和 3 年度上天草市一般会計補正予算 (第 14 号)
- 日程第 14 議案第 14 号 令和 3 年度上天草市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補
正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 3 年度上天草市診療所特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 16 議案第 16 号 令和 3 年度上天草市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 3 年度上天草市斎場特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 3 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予
算 (第 4 号)
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 3 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
3 号)
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 3 年度上天草市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 3 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 4 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 4 年度上天草市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 4 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 4 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 26 号 令和 4 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 27 議案第 27 号 令和 4 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- 日程第 28 議案第 28 号 令和 4 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 29 議案第 29 号 令和 4 年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 4 年度上天草市水道事業会計予算

- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 4 年度上天草市下水道事業会計予算
日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第 3 3 議案第 3 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 3 4 議案第 3 4 号 財産の譲与について
日程第 3 5 議案第 3 5 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（桑原 千知君） 日程第 6、議案第 6 号から、日程第 3 5、議案第 3 5 号までの以上 30 件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和 4 年第 2 回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして、御説明いたします。

今定例会には、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案 6 件、令和 3 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 3 号）などの予算議案 2 1 件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてのその他議案 3 件、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての同意案件 2 件を提出しております。

同意案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、議案第 6 号から議案第 8 号までの 3 件を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。併せて、説明資料 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国家公務員において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等が、令和 4 年 4 月 1 日から実施されることを踏まえ、本市においても、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、関係規定の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、第 2 条及び第 2 1 条につきまして、非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件のうち、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が 1 年以上あることとする要件を廃止するものでございます。また、第 2 5 条及び第 2 6 条につきましては、職員から妊娠または出産等について申出があった場合の措置等や、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する措置について、新たに定めるものでございます。なお、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することを目的として、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。併せて、説明資料3ページをお願いいたします。

議案第7号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、人事院勧告に準じて職員の期末手当の支給割合を改定するため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、第29条第2項に定める期末手当について、令和4年度以降の支給割合を、一般職員は100分の127.5から100分の120に。特定幹部職員は、100分の107.5から100分の100に。再任用職員は100分の72.5から100分の67.5に引き下げる改正を行うものでございます。ただし、附則第2項において、令和3年中に支給した期末手当に関し、同年中に引き下げる予定であった額について、令和4年6月期に支給する期末手当で調整するため、令和3年12月期に支給された期末手当の額に、一般職員は127.5分の15を、特定幹部職員は107.5分の15を、再任用職員は72.5分の10を、それぞれ乗じて得た額を減じることとしております。

また、第29条第2項の改正に伴い、附則第4項において、関係条例の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の期末手当の支給割合を改定するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。併せて、説明資料6ページをお願いいたします。

議案第8号、上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、上天草市個人情報保護条例において引用しております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止などに伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、第2条の用語の定義において、これらの法律で規定されている用語に代え、個人情報の保護に関する法律で規定されている用語を引用するものでございます。

また、第23条第2項において、特定個人情報に係る情報提供ネットワークシステムの所管が、

総務省からデジタル庁に変更されたことに伴い、所管の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第9号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） おはようございます。

議案書6ページをお願いいたします。併せて、説明資料8ページをお願いいたします。

議案第9号、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園内に設置しているテニスコート及び屋外ステージを廃止するため、関係規定を整備するものでございます。

内容としましては、社会情勢の変化に伴う利用者の需要変化により、施設内のテニスコート等については、現在利用がないことから、今後の公園の総合的な利活用や適正管理に資するため、公園内のテニスコート及び屋外ステージを廃止するものでございます。

提案理由といたしましては、社会情勢の変化に伴う利用者の需要の変化及び市内類似施設の利用状況を踏まえ、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園のテニスコート及び屋外ステージを廃止する等のため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第10号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） おはようございます。よろしく願います。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第10号、上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。この条例は、子育てに携わる人々の触れ合う場及び機会を提供するための公の施設として設置している上天草市こども未来館について実施している地域子育て支援拠点事業を民間に委託すること及び地域療育通園事業の実施場所を松島庁舎に移すこと、その他、建物自体の老朽化に伴う雨漏りやカビの発生による利用者等の健康面への悪影響などを考慮して、当該公の施設を廃止する必要があるため、その設置条例である上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

提案理由といたしましては、上天草市こども未来館が実施している事業の実施方法の見直し、施設の老朽化等を踏まえ、当該公の施設を廃止するため、上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第11号を、教育部長。

○教育部長（山下 正君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書10ページをお願いいたします。併せて、議案説明資料11ページをお願いいたします。

議案第11号、上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、維和中学校と大矢野中学校との統合協議が整いましたので、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、統合により、維和中学校を廃止するため、第3条の表の上天草市立維和中学校を削るものでございます。また、これに伴い、附則において、上天草市学校給食共同調理場設置条例に基づく維和共同調理場を廃止し、維和小学校の単独調理場とするため、同条例第2条の表の維和共同調理場を削るものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、第2期上天草市公立学校規模適正化基本計画に基づき上天草市立維和中学校を廃止し、同校と上天草市立大矢野中学校とを統合するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第12号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしく願いいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第12号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第13号）について御説明いたします。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ2,398万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を212億1,403万円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費の補正は、20（款）民生費、15（項）児童福祉費、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業ほか1件、合計1,875万7,000円を令和4年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

7ページを御覧ください。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は、2,398万1,000円の増額でございます。内訳としまして、15（目）民生費国庫補助金が、保育士等の処遇改善に係る交付金2,095万1,000円。放課後児童支援員等の処遇改善に係る交付金253万円を計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページを御覧ください。

20(款)民生費、15(項)児童福祉費は、2,398万4,000円の増額でございます。主なものとして、15(目)児童措置費が、コロナ克服、新時代開拓のための経済対策による保育士及び放課後児童支援員等の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの賃金改善を行う放課後児童クラブ等への補助金253万1,000円。保育所等への補助金2,095万2,000円を計上するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市一般会計補正予算(第13号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(桑原 千知君) これから、議案第12号、令和3年度上天草市一般会計補正予算(第13号)について質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、宮下昌子君。

○9番(宮下 昌子君) これは、保育士さんとかののですけれども、説明書を見てみると、私立保育園という形になっていますが、公立の保育園の保育士さんたちの場合は、どうなるのでしょうか。

○議長(桑原 千知君) 総務部長。

○総務部長(宇藤 竜一君) お答えいたします。本市においては、今回の保育士等処遇改善臨時特例交付金に係る処遇改善は、常勤職員及び会計年度任用職員は、今回は実施いたしません。

理由といたしましては、常勤職員につきましては、同じ給与表及び初任給格付適用していることから、他の一般行政職との均衡を図る必要があること。併せて、本市の給与制度は、国交準拠の運用を行っており、それを維持する必要があるためです。会計年度任用職員につきましても、常勤職員や他の職種の会計年度任用職員との均衡を図る必要があるため、今回は実施をいたしません。

○議長(桑原 千知君) 9番、宮下昌子君。

○9番(宮下 昌子君) 会計年度任用職員の方もいらっしゃると思うんですが、私立保育園の保育士さんたちとの給与の関係で言いますと、今回これを実施することによって、どう差があるのかというのは、調べておられるのでしょうか。

あと、国のほうから事務連絡ということで文書が出ているのですけれども、それによると、公立の各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用においても対象となっているということで事務連絡が来ていると思いますので、そこは、きちんと差がないかどうか。もし、差があるのであれば、これは、公立の保育園の非正規の職員の皆さんも対象になるのではないかと思いますので、そこの辺は、調査はされているのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） まず、会計年度任用職員につきましては、日頃から、会計年度任用職員の趣旨、職務の内容に応じた任用、勤務条件を確保するよう国のほうから要請が行われておりまして、それを踏まえて運用をしているところでございますので、そのように国交準拠という方針に基づいて運用しております。

あと、民間との比較については、今手元に資料がございませんが、もし、格差があるようございましたら、改善はするところでございますが、現段階では、そう格差はないと考えております。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下君。

○9番（宮下 昌子君） 民間の保育士さんたちは、今、コロナで本当に大変なんですよ。子供たちが使ったおもちゃなんかも、いちいち毎日のように消毒したりして、相当仕事量が増えていますので、これは、とてもいいことだと思いますので、反対はしませんけれども、やはり公立保育園の保育士さんたちとの差もあってはいけないので、そこは調査していただいて、そういう差があるようであれば、対処していただきたいなというふうに思います。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（桑原 千知君） いいですか。ほかにございせんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありせんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第13号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしく願いいたします。

議案書 12 ページをお願いいたします。

議案第 13 号、令和 3 年度上天草市一般会計補正予算（第 14 号）について御説明いたします。なお、事業費確定に伴う減額、100 万円以下の増額の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書 1 ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ 2,887 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 212 億 4,290 万 1,000 円とするものでございます。

5 ページを御覧ください。

第 2 表の繰越明許費の補正は、10（款）10（項）議会費、議場コンセント及び議場マイク設備増設事業ほか 40 件、合計 14 億 7,295 万 8,000 円を令和 4 年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第 3 表の債務負担行為の補正は、行財政情報サービス利用料ほか 57 件の債務負担行為の限度額を、総額 4 億 1,859 万 3,000 円とするものでございます。これらは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものでございます。

11 ページを御覧ください。

第 4 表の地方債の補正は、過疎対策事業債を 330 万円増額するなど、起債限度額の合計を 23 億 1,713 万 9,000 円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

15 ページを御覧ください。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は、3 億 7,650 万 1,000 円の増額でございます。主なものとしまして、10（目）総務費国庫補助金が、環境省から公益財団法人を通しての間接補助となるため、95（款）諸収入への組替えにより、1,000 万円減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和 3 年度の実施事業分の追加交付 3,808 万 6,000 円。さらに、国の補正に伴う追加分 1 億 781 万円を増額するものでございます。15（目）民生費国庫補助金が、12 月に計上した子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る事業費補助金 1 億 9,285 万円を増額するものなどでございます。

16 ページを御覧ください。

40（目）教育費国庫補助金が、学校施設の改修工事等に係る交付金 6,899 万 5,000 円などを増額するものでございます。

70（款）県支出金 10（項）県負担金は、2,367 万 4,000 円の減額でございます。主なものとしまして、10（目）民生費県負担金が、令和 2 年度の応急救助に要した費用の実績による災害救助費負担金 146 万 4,000 円を計上するものなどでございます。

19 ページを御覧ください。

80（款）10（項）寄附金は、4,964 万円の減額でございます。主なものとしまして、40

(目) 総務費寄附金が、上天草市ふるさと応援寄附金5,000万円を減額するものでございます。

85(款) 繰入金、15(項) 基金繰入金は3億4,125万4,000円の減額でございます。主なものとしまして、10(目) 財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により、3億1,646万1,000円を減額するものでございます。

20ページを御覧ください。

95(款) 諸収入、35(項) 雑入は、1,345万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目) 雑入が、環境省から公益財団法人を通しての間接補助となるため、65(款) 国庫支出金からの組替えにより、999万9,000円を増額するものなどでございます。

21ページを御覧ください。

99(款) 10(項) 市債は、2億9,660万円の増額でございます。こちらは、事業費の確定等により、各市債を増減するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

13ページを御覧ください。

10(款) 10(項) 議会費は241万5,000円の減額でございます。主なものとしまして、10(目) 議会費が、議場のコンセント及びマイク設備の増設に係る修繕費134万2,000円を計上するものなどでございます。

26ページを御覧ください。

15(款) 総務費、10(項) 総務管理費は、8,454万7,000円の減額でございます。主なものとしまして、30(目) 財産管理費が、新型コロナウイルス感染症対策として、大矢野庁舎の時間外受付窓口設置に係る工事請負費253万円を計上するものでございます。

43ページを御覧ください。

35(款) 農林水産業費、10(項) 農業費は1,648万1,000円の減額でございます。主なものとしまして、30(目) 農地費が、国の補正により、県が令和4年度に予定していた荒木浜地区の排水機場の更新を前倒しして実施することから、市の負担金3,500万円を増額するものなどでございます。

46ページを御覧ください。

40(款) 10(項) 商工費は、2,974万8,000円の減額でございます。主なものとしまして、10(目) 商工総務費が、ふるさと応援寄附金の減額に伴い、ふるさと納税に係る返礼品1,500万円、申込み及び決済手数料385万円、委託料350万円などを減額するものでございます。

47ページを御覧ください。

15(目) 商工振興費が、熊本県からの時短要請に応じた飲食店への協力金に対する県への負担金387万6,000円、新規海技士免許取得者が見込数を上回るため、補助金140万円を増額するものなどでございます。20(目) 観光費が、天草四郎ミュージアム特別会計における財源不足分1,143万4,000円を一般会計から繰り出すものなどでございます。

48ページを御覧ください。

45(款)土木費、15(項)道路橋梁費は365万円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)道路維持費が、平隧道姫浦トンネル補修調査設計業務委託の不用額が発生したことから、補助金を活用し、事業の進捗を図るため、工事請負費410万円に組み替えるものなどでございます。15(目)道路新設改良費が、市道馬建青年の家1号線測量設計業務委託の不用額が発生したことから、補助金を活用し、事業の進捗を図るため、工事請負費610万円に組み替えるものなどでございます。

49ページを御覧ください。

20(目)橋梁維持費が、橋梁定期点検業務委託等の不用額が発生したことから、補助金を活用し、事業の進捗を図るために組み替えるとともに、補助対象外となった照明の補修が必要であるため、工事請負費1,350万円を計上するものなどでございます。

45(款)土木費、20(項)河川費は431万円の増額でございます。内訳としまして、10(目)河川管理費が、急傾斜負担金事業費の執行残額の活用及び国の補正に伴う事業費増額により、負担金200万円、国の補正に伴い県が実施する建設海岸事業の事業費増額により、負担金231万円を増額するものでございます。

45(款)土木費、25(項)港湾費は1,933万9,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)港湾建設費が、国の補正に伴い、県が実施する港湾工事の増額により、負担金255万円を増額するものでございます。20(目)海岸保全費が、知十港区の護岸復旧工事請負費1,700万円を計上するものでございます。

53ページを御覧ください。

55(款)教育費、15(項)小学校費は、1億9,707万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)学校管理費が、学校施設環境改善交付金の内示に伴い、中北小学校屋内運動場改修工事に係る監理業務委託料630万円。同工事請負費2億2,650万円を増額するものなどでございます。

54ページを御覧ください。

55(款)教育費、20(項)中学校費は2,820万2,000円の減額でございます。主なものとしまして、10(目)学校管理費が、大矢野中学校の校舎及び維和中学校の屋内運動場の修繕費300万円、大矢野中学校の全体的な整備計画の検討に必要な設計業務委託料500万円を増額するものなどでございます。

56ページを御覧ください。

55(款)教育費、25(項)社会教育費は864万1,000円の減額でございます。主なものとしまして、20(目)図書館費が、新型コロナウイルス感染症対策として、図書館の滅菌消毒機の購入費133万1,000円を計上するものなどでございます。

57ページを御覧ください。

55(款)教育費、30(項)保健体育費は、2,326万9,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)体育施設費が社会体育施設トイレの手洗い水栓を自動洗浄に改修するた

めの修繕費113万円などを増額するものがございます。20（目）学校給食費が、学校施設環境改善交付金の内示に伴い、大矢野中学校給食調理場床改修及び空調設備工事に係る監理業務委託料170万円、同工事請負費3,500万円を計上するものなどがございます。25（目）スポーツ振興施設事業費が、松島総合運動公園のトイレの手洗い水栓を自動洗浄に改修するための修繕費698万3,000円を増額するものなどがございます。

59ページを御覧ください。

70（款）諸支出金、20（項）基金費は、3億2,048万2,000円を増額でございます。主なものとしまして、10（目）財政調整基金費が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額や、歳出予算の減額等により生じる歳入歳出差額のうち、3億7,000万円を基金へ積み立てるものがございます。97（目）ふるさと応援寄附金ふるさと応援基金費、ふるさと応援寄附金の減額により、積立金5,000万円を減額するものがございます。

60ページを御覧ください。

75（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算額の調整のため、734万7,000円を増額でございます。

以上が、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第14号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第14号から議案第16号までの3件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願いいたします。

議案書13ページをお願いいたします。

議案第14号、令和3年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものがございます。

別冊予算書61ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,417万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億618万1,000円とするものがございます。なお、200万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

66ページを御覧ください。

30（款）県支出金、15（項）県補助金は、540万9,000円の減額でございます。内容としまして、20（目）保険給付費等交付金が、健康ポイント事業の参加見込数の見直し等により減額するものがございます。

50（款）繰入金、15（項）他会計繰入金は、801万3,000円の減額でございます。主なものとしまして、10（目）一般会計繰入金について、令和3年度国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）の交付対象事業費が決定したことから、保険者支援分、医療分でございますが、

530万2,000円を減額するものなどがございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

67ページを御覧ください。

35(款)保健事業費、15(項)保険健康保持増進事業費は465万5,000円の減額でございます。内容としまして、10(目)健康診査費が、健康ポイント事業の参加見込み数の見直し等により減額するものがございます。

50(款)諸支出金、10(項)償還金及び還付加算金は、215万7,000円の増額でございます。内容としまして、26(目)県支出金返納金について、令和2年度に交付決定のあった保険給付費等交付金、特別交付金でございますが、1億7,735万5,000円のうち、重複頻回受診者訪問指導に対応する会計年度任用職員の雇用が遅れたこと及び上天草総合病院の保健センターが実施する保健事業が新型コロナウイルス感染の影響で中止になったことにより、一部未執行分215万7,000円を県に返納する必要があるため、増額するものがございます。

68ページを御覧ください。

55(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出調整のため、991万8,000円を減額するものがございます。

以上が、令和3年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。

議案第15号、令和3年度上天草市診療所特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり定めるものがございます。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書69ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ718万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,256万6,000円とするものがございます。

歳入について御説明いたします。

74ページを御覧ください。

10(款)10(項)事業収入は218万9,000円の減額でございます。内容としまして、10(目)収益事業収入が、診療患者の減少により、後期高齢者医療の診療報酬を減額するものがございます。

25(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金は500万円の減額でございます。内容としまして、10(目)一般会計繰入金が、診療所特別会計の歳入歳出の予算額の変更により減額するものがございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

75ページを御覧ください。

10(款)総務費、10(項)総務管理費は218万9,000円の減額でございます。主なものとしまして、20(目)医療費が、患者数の減少等により、診察時の使用及び患者に処方する医薬材料費の見込額が減少したことから、200万円減額するものでございます。

20(款)10(項)10(目)予備費は500万円の減額で、歳入歳出予算の調整により減額するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市診療所特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案第16号、令和3年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり定めるものでございます。なお、300万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書76ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,302万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,997万7,000円とするものでございます。

79ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費の補正は、10(款)総務費、10(項)総務管理費、備品購入事業270万5,000円を令和4年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

80ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為は、地域包括ケアシステム保守料のほか11件の債務負担行為について、限度額を4,349万8,000円とするものでございます。これらは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

83ページを御覧ください。

10(款)保険料、10(項)介護保険料は、245万5,000円の減額でございます。主なものとしまして、10(目)第1号被保険者保険料が、地域支援事業の見込額の減少により、特別徴収保険料、地域支援事業でございますが、この保険料負担分540万9,000円を減額するものなどがございます。

20(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は720万3,000円の減額でございます。内訳としまして、31(目)地域支援事業交付金(介護予防事業)が、介護予防・日常生活支援総合事業の見込額の減額により、国庫負担分342万7,000円を減額するものでございます。35(目)地域

支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）が総合相談業務費などの包括的支援事業費の見込額の減額により、国庫負担分377万6,000円を減額するものでございます。

25（款）支払基金交付金、10（項）支払基金交付金は、23万5,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10（目）介護給付費交付金が、介護給付費の増額により、支払基金負担分346万6,000円を増額するものでございます。20（目）地域支援事業交付金が、介護予防・日常生活支援総合事業の見込額の減額により、支払基金負担分370万1,000円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

85ページを御覧ください。

15（款）保険給付費、10（項）介護サービス等諸費は1,837万円の増額でございます。内訳としまして、10（目）居宅介護サービス給付費は、通所介護サービス等の利用件数の減による居宅介護サービス給付費の見込額の減額により、489万2,000円を減額するものでございます。20（目）施設介護サービス諸費が、施設介護サービス給付費の見込額の増額により、2,792万3,000円を増額するものでございます。

86ページを御覧ください。

40（目）居宅介護サービス計画給付費は、利用見込件数の増により、722万9,000円を増額するものでございます。60（目）地域密着型介護サービス費が、小規模多機能型居宅介護サービスの利用見込件数の減により、1,189万円を減額するものでございます。

15（款）保険給付費、15（項）介護予防サービス等諸費は、243万7,000円の減額でございます。主なものとしまして、50（目）地域密着型介護予防サービス費が、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用見込数の減により、357万1,000円を減額するものなどでございます。

15（款）保険給付費、25（項）高額介護サービス費は、459万6,000円の増額でございます。内訳としまして、10（目）高額介護サービス費が、利用見込件数の増により、高額介護サービス費382万円などを増額するものでございます。

87ページを御覧ください。

15（款）保険給付費、30（項）特定入所者介護サービス等費は、785万9,000円の減額でございます。内容としまして、10（目）特定入所者介護サービス費が、施設を利用した際の居住費と食費の負担軽減について、令和3年8月から、対象者の要件と食費の限度額が負担能力に応じて見直されたことにより、利用件数が当初の見込み数を下回るため、785万9,000円を減額するものでございます。

45（款）地域支援事業、10（項）介護予防・生活支援サービス事業費は1,370万7,000円の減額でございます。主なものとしまして、10（目）サービス事業費が、総合事業サービス給付費における利用見込件数の減により、1,153万円を減額するものなどでございます。

45（款）地域支援事業費、15（項）包括的支援事業・任意事業費は980万5,000円の減額でございます。主なものとしまして、15（目）総合相談業務費が、ランチ、相談窓口でござい

ますが、この委託先のうち、1事業所と委託契約が出来なかったことから、委託料352万8,000円を減額するものなどでございます。35（目）包括的支援新規4事業が、生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターの不在により、一部事業が実施出来なかったため、委託料338万円を減額するものなどでございます。

以上が、令和3年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第17号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書16ページをお願いいたします。

議案第17号、令和3年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書89ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ57万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,156万9,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

94ページを御覧ください。

20（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金は、57万7,000円の増額でございます。内容としまして、10（目）一般会計繰入金が、斎場特別会計で不足する財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

95ページを御覧ください。

10（款）総務費、10（項）総務管理費は、57万7,000円の増額でございます。内容としまして、10（目）一般管理費は、火葬で使用する燃料費の価格高騰による不足分57万7,000円を増額するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第18号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第18号、令和3年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第4号）を別冊

のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の96ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ149万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,859万5,000円とするものでございます。

別冊予算書の99ページを御覧ください。

第2表、地方債の補正は、浄化槽更新事業の完了に伴い、合併特例債を90万円減額し、起債限度額を1,420万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

102ページを御覧ください。

10(款)10(項)事業収入は、1,187万円の減額でございます。内容としまして、10(目)事業費収益事業収入が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、入館者が減少したため、入館料を減額するものでございます。

35(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金は、1,143万4,000円の増額でございます。内容としましては、10(目)一般会計繰入金が、主に入館料の減少に伴う財源不足を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

103ページを御覧ください。

10(款)総務費、10(項)総務管理費は、46万5,000円の減額でございます。内容としまして、10(目)一般管理費が、本年度に実施した浄化槽の更新により、浄化槽の規模を見直したことから管理費を減額するものでございます。

15(款)施設費、10(項)施設整備費は、102万7,000円の減額でございます。内容としましては、10(目)施設整備費が、浄化槽更新工事の完了に伴い、施工監理委託料及び工事請負費を減額するものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第19号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(坂田 結二君) よろしくをお願いいたします。

議案書18ページをお願いいたします。

議案第19号、令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり定めるものでございます。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書104ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ815万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億4,382万円とするものでござ

ざいます。

歳入について御説明いたします。

109ページを御覧ください。

25(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金は、815万1,000円の減額でございます。内訳としまして、15(目)保険基盤安定繰入金が、保険基盤安定負担金の確定に伴い、一般会計からの保険基盤安定繰入金624万9,000円を減額するものでございます。20(目)その他繰入金が、健康ポイント事業の参加見込み数の見直しや委託料の実績額確定により、190万2,000円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

110ページを御覧ください。

15(款)10(項)後期高齢者医療広域連合納付金は、624万9,000円の減額でございます。内容としまして、10(目)後期高齢者医療広域連合納付金が、保険基盤安定負担金の確定に伴い、広域連合保険基盤安定負担金624万9,000円を減額するものでございます。

20(款)保健事業費、10(項)健康保持増進事業費は、190万2,000円の減額でございます。主なものとして、10(目)健康診査費が、健康ポイント事業の参加見込数の見直し等により、健康ポイント事業報償費187万5,000円を減額するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第20号を、建設部長。

○建設部長(小西 裕彰君) よろしく願いいたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第20号、令和3年度上天草市下水道事業会計補正予算(第4号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書1ページをお願いいたします。

第2条、令和3年度上天草市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を640万円減額し、2億5,254万8,000円とするものでございます。

予算書3ページを御覧ください。

支出につきましては、1(款)下水道事業費用、1(項)営業費用は640万円の減額でございます。内訳としまして、3(目)処理場費が470万円、4(目)総係費が170万円を事業費確定等により減額するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市下水道事業会計補正予算(第4号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第21号を、病院事務部長。

○病院事務部長（須崎 朝幸君） よろしく申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

議案第21号、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書1ページを御覧ください。

第2条、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,660万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,072万8,000円。当年度分損益勘定留保資金9,588万円で補填するものと改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

詳細につきましては、2ページを御覧ください。

収入につきまして御説明いたします。

1（款）資本的収入、1（項）企業債は980万円の減額でございます。内容としまして、1（目）企業債が、電話交換機の整備にかかる企業債を減額するものでございます。

次に、支出につきまして御説明いたします。

1（款）資本的支出、1（項）建設改良費は990万円の減額でございます。内容としまして、1（目）病院設備費が、現在使用している院内PHSに対応した電話交換機の更新を予定していましたが、令和5年3月末で、屋外におけるPHSのサービスの提供終了により、今後、院内PHSについても、サービスの提供終了が予想されることから、本年度は事業を見合せ、令和4年度で業務の効率化が期待できるスマートフォンに対応した電話交換機を整備することとしたため、減額するものでございます。

1ページに戻りまして、第3条予算第5条に定めました起債の限度額3億4,410万円を980万円減額し、3億3,430万円とするものでございます。

以上が、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第22号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしく申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。

議案第22号、令和4年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ194億6,640万6,000円と定めるものでございます。

7ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為は、第3次総合計画策定支援委託の債務負担行為の年度別の限度額を定めるものです。これは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものでございます。

8ページを御覧ください。

第3表の地方債については、起債の限度額の総額を24億3,538万円とし、利率、借入先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページを御覧ください。

10(款)市税は、22億5,529万6,000円で、前年度比4,698万3,000円の増額でございます。こちらは、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響による市民税の減収等が、令和4年度には回復傾向になることを見込んで増額するものでございます。

25(款)地方消費税交付金は、5億7,806万2,000円で、前年度比3,430万5,000円の減額でございます。こちらは、過去の決算額等をもとに算出した金額を計上しております。

45(款)地方交付税は75億5,500万円で、前年度比5億7,000万円の増額でございます。こちらは、地方債元利償還金等を踏まえて算出した金額を計上しております。

65(款)国庫支出金は、22億3,001万5,000円で、野釜大橋補修工事などに伴う道路メンテナンス事業補助金の増などにより、前年度比2億3,808万9,000円の増額でございます。

70(款)県支出金は、13億8,107万1,000円で、強い農業・担い手作り総合支援交付金の減などにより、前年度比2,432万3,000円の減額でございます。

80(款)寄附金は、8億150万円で、ふるさと応援寄附金の増などにより、前年度比1億円の増額でございます。

85(款)繰入金は、16億8,384万8,000円で、前年度比2億5,625万1,000円の増額でございます。こちらは、ふるさと応援基金繰入金などの増額によるものでございます。

99(款)市債は24億3,538万円で、前年度比5億5,133万2,000円の増額でございます。主な要因といたしまして、新図書館等建設工事などの増によるものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

11ページを御覧ください。

10(款)議会費は1億5,055万8,000円で、前年度比24万7,000円の減額でございます。主なものといたしまして、議会中継放送運営業務委託料128万3,000円などを計上しているところでございます。

15(款)総務費は、20億6,123万8,000円で、前年度比8,005万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、行政区長業務委託料5,688万5,000円、窓口業務委託料5,840万2,000円、ワーケーション施設整備支援補助金9,000万円などを計上しているところでございます。

20(款)民生費は、57億9,183万5,000円で、前年度比1億9,401万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、介護給付費等9億1,810万2,000円、私立保育園等施設型給付費10億28万4,000円、児童手当3億832万円などを計上しているところでございます。

25(款)衛生費は、16億6,144万円で、前年度比6,075万6,000円の増額でございます。主なものといたしまして、公的病院等運営費補助金8,884万3,000円、一般廃棄物収集運搬業務委託料1億1,155万7,000円、天草広域連合衛生費負担金3億9,142万5,000円を計上しているところでございます。

35(款)農林水産業費は9億7,999万1,000円で、前年度比8,310万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、多目的機能支払交付金2,528万6,000円、牟田漁港1号防波堤機能保全工事2億円、鷲ノ浦漁港2号防波堤機能保全工事1億円などを計上しているところでございます。

40(款)商工費は8億3,057万9,000円で、前年度比4,859万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、ふるさと納税事務業務委託料1億8,910万円、資金繰り支援に係る保証料及び利子補給補助金4,306万7,000円、天草四郎観光協会補助金3,368万5,000円などを計上しているところでございます。

45(款)土木費は、12億6,306万4,000円で、前年度比1億2,094万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、道路維持工事9,050万円、野釜大橋補修工事1億2,000万円、上天草港改修工事2,000万円などを計上しているところでございます。

50(款)消防費は7億6,797万5,000円で、前年度比1億1,233万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、天草広域連合消防費負担金4億9,479万6,000円、消防小型ポンプ付積載車2,883万5,000円、防災行政無線設備保守点検委託料1,294万6,000円などを計上しているところでございます。

55(款)教育費は、26億860万7,000円で、前年度比7億6,142万円の増額でございます。主なものといたしまして、教員住宅解体事業2,333万7,000円、上小学校屋内運動場大規模改修工事3億1,550万円、新図書館等建設工事7億2,000万円などを計上しているところでございます。

60(款)災害復旧費は45万円で、前年度比5万2,000円の減額でございます。

65(款)公債費は、24億5,081万8,000円で、地方債元利償還金の増により、前年度比6,181万4,000円の増額でございます。

70(款)諸支出金は8億6,985万1,000円で、前年度比1億4,092万2,000円の増額でございます。主な要因としましては、ふるさと応援基金積立金(寄附金分)8億円の計上によるものでございます。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 12時となりましたが、引き続き、全日程が終了するまで審議をしたいと思います。いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） では、続けていきます。

次に、議案第23号から議案第25号までの3件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願いたします。

議案書22ページをお願いいたします。

議案第23号、令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について御説明いたします。

別冊予算書の168ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億9,282万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

173ページを御覧ください。

10（款）国民健康保険税は5億9,457万1,000円で、被保険者数の減少に伴う保険税総額の減少及び滞納繰越分の減少を見込み、前年度比1,380万2,000円の減額でございます。

30（款）県支出金は33億6,001万9,000円で、保険給付費の支出額の減少を見込み、前年度比1億1,513万9,000円の減額でございます。

55（款）繰入金は3億186万8,000円で、国保税軽減世帯の減少等に伴う保険基盤安定繰入金の支出額の減少を見込み、前年度比803万2,000円の減額でございます。

65（款）諸収入は3,605万9,000円で、令和3年度診療報酬概算払分の精算額の増額を見込み、前年度比1,198万5,000円の増額でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

174ページを御覧ください。

10（款）総務費は1,492万4,000円でございます。こちらは、令和3年度に予定していたシステム導入委託料及び負担金が、政府によるシステム等のガバメントクラウド化へ対応するため中止となったことなどから、前年度比4,106万6,000円の減額でございます。

15（款）保険給付費は31億9,724万円でございます。こちらは、被保険者数の減少により、一般被保険者療養給付費などの減額が見込まれるため、前年度比9,952万5,000円の減額でございます。

16（款）国民健康保険事業費納付金は9億9,771万3,000円でございます。こちらは、熊本県

へ納付する事業費納付金の算定において、医療給付費分の増額により、事業費納付金の増加が見込まれるため、前年度比2,634万8,000円の増額でございます。

35（款）保健事業費は5,530万8,000円でございます。こちらは、健康ポイント事業費等の減額により、前年度比602万3,000円の減額でございます。

50（款）諸支出金は1,345万3,000円でございます。こちらは、上天草総合病院繰出金の増額により、前年度比117万8,000円の増額でございます。

以上が、令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。

議案第24号、令和4年度上天草市診療所特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の188ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,861万4,000円と定めるものでございます。

191ページを御覧ください。

第2表の地方債については、起債の限度額の総額を1,210万円とし、利率、借入先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

193ページを御覧ください。

10（款）事業収入は3,011万6,000円で、前年度比121万5,000円の減額でございます。こちらは、収益事業収入の減少によるものでございます。

21（款）県支出金は589万9,000円で、前年度比60万2,000円の増額でございます。こちらは、僻地診療所施設整備費補助金等の増加によるものでございます。

25（款）繰入金は2,885万3,000円で、前年度比594万円の増額でございます。こちらは、診療所特別会計における財源不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

40（款）市債は1,210万円で、皆増でございます。こちらは、辺地総合整備計画に基づき、令和4年度に実施する湯島僻地診療所及び看護師住宅の整備事業に充てる辺地対策事業債を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

194ページを御覧ください。

10（款）総務費は7,718万1,000円で、前年度比1,784万9,000円の増額でございます。こちらは、職員の人件費及び診療所の維持管理経費等5,678万円、医師の医療研修旅費等112万1,000円、医薬材料費及び歯科診療業務委託料等1,928万円を計上するもので、主な増額理由は、湯島僻地

診療所等の整備に係る委託料及び工事請負費の計上によるものでございます。

15(款)公債費は123万3,000円で、前年度比3万7,000円の増額でございます。こちらは、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金を計上するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書24ページをお願いいたします。

議案第25号、令和4年度上天草市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の208ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億7,150万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

212ページを御覧ください。

10(款)保険料は6億2,864万6,000円で、前年度比906万2,000円の減額でございます。こちらは、介護給付費の見込みに対して、特別徴収保険料、保険給付でございますが、5億2,876万2,000円などを計上するものでございます。

20(款)国庫支出金は10億9,165万円で、前年度比98万3,000円の減額でございます。こちらは、10(款)と同様の理由により、国の負担分となる介護給付費負担金6億7,787万3,000円などを計上するものでございます。

25(款)支払基金交付金は、10億5,629万3,000円で、前年度比177万4,000円の増額でございます。こちらは、10(款)と同様の理由により、支払基金の負担となる介護給付費、支払基金でございますが、10億2,448万9,000円などを計上するものでございます。

30(款)県支出金は5億8,694万7,000円で、前年度比231万5,000円の増額でございます。こちらは、10(款)と同様の理由により、県の負担となる介護給付費、県費でございますが、5億5,530万7,000円などを計上するものでございます。

45(款)繰入金は6億8,322万6,000円で、前年度比635万円の増額でございます。こちらは、10(款)と同様の理由により、市の負担となる介護給付費繰入金4億7,430万円などを計上するものでございます。

60(款)諸収入は2,463万8,000円で、前年度比9万5,000円の減額でございます。こちらは、予防給付、または、総合事業のケアプラン作成料として2,447万7,000円などを計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

213ページを御覧ください。

10（款）総務費は6,828万3,000円で、前年度比421万8,000円の減額でございます。こちらは、介護保険の認定審査業務に係る広域連合への負担金892万4,000円、認定調査等費における主治医意見書作成料844万8,000円、地域支援事業の総合事業における介護予防プラン作成委託料193万2,000円などを計上するものでございます。

15（款）保険給付費は、37億9,440万6,000円で、前年度比1,205万2,000円の増額でございます。こちらは、居宅介護サービスに係る給付費10億5,354万9,000円、施設介護サービスに係る給付費14億4,720万8,000円、施設サービス利用などに当たり限度額を超えた食費等の補足給付となる特定入所者介護サービス費1億7,293万円などを計上するものでございます。

35（款）諸支出金は254万1,000円で、前年度比10万円の減額でございます。こちらは、過年度に係る介護保険料の過誤納金について還付する介護保険料還付金250万円などを計上するものでございます。

45（款）地域支援事業費は2億567万4,000円で、前年度比745万3,000円の減額でございます。こちらは、通所型サービスや訪問型サービスの給付費に当たる総合事業サービス給付費1億328万7,000円、緊急通報装置を活用した在宅高齢者安心生活支援事業委託料766万3,000円、生活支援コーディネーターの配置に係る委託料1,902万円などを計上するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第26号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしく願いいたします。

議案書25ページをお願いいたします。

議案第26号、令和4年度上天草市斎場特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の234ページを御覧ください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,272万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

238ページを御覧ください。

10（款）使用料及び手数料は、819万3,000円で、前年度比41万円の減額でございます。こちらは、昨年度の実績をもとに、斎場使用料を計上するものでございます。

15（款）財産収入は6万9,000円で、前年度比6万7,000円の増額でございます。こちらは、斎場基金利子、自動販売機設置等の財産貸付収入を計上するものでございます。

20（款）繰入金は3,445万9,000円で、前年度比365万4,000円の増額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

239ページを御覧ください。

10(款)総務費は2,481万3,000円で、前年度比330万6,000円の増額でございます。こちらは、火葬炉の燃料費361万5,000円、火葬炉セラミック貼替等の修繕費343万4,000円、斎場管理業務委託料1,485万円及び火葬設備保守点検委託料133万1,000円等を計上するものでございます。

15(款)公債費は1,760万8,000円で、前年度比5万2,000円の減額でございます。こちらは、斎場特別会計において借入れた地方債の元金及び利子の償還金を計上しているところでございます。

以上が、令和4年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第27号を、経済振興部長。

○経済振興部長(山本 一洋君) 議案書26ページをお願いいたします。

議案第27号、令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の244ページを御覧ください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,373万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

248ページを御覧ください。

10(款)事業収入1,866万3,000円で、前年度と同額でございます。こちらは、入館料を計上するものでございます。

35(款)繰入金は438万6,000円で、前年度比134万8,000円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

249ページを御覧ください。

10(款)総務費は、2,373万8,000円で、前年度比8万3,000円の減額でございます。こちらは、アテンダント報酬等の人件費1,266万7,000円、光熱水費などの需用費486万5,000円、誘客促進のための企画展示業務委託料を含む委託料367万1,000円などを計上するものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第28号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願ひいたします。

議案書27ページをお願ひいたします。

議案第28号、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

別冊予算書の258ページをお願ひいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,581万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

262ページを御覧ください。

10（款）後期高齢者医療保険料は3億3,464万円で、前年度比5,838万9,000円の増額でございます。こちらは、被保険者数の増加及び令和4年度の保険料率改定に伴うもので、熊本県後期高齢者医療広域連合の保険料負担金の算出により増額するものでございます。

25（款）繰入金は、1億8,761万6,000円で、前年度比2,966万8,000円の増額でございます。こちらは、保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。

35（款）諸収入は345万7,000円で、前年度比55万3,000円の増額でございます。こちらは、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出により、過年度過誤納付保険料還付金を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

263ページを御覧ください。

15（款）後期高齢者医療広域連合納付金は、5億1,469万9,000円で、前年度比8,759万円の増額でございます。こちらは、熊本県後期高齢者医療広域連合の納付金の算出により、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金を増額するものでございます。

20（款）保健事業費は152万5,000円で、前年度比222万5,000円の減額でございます。こちらは、健康ポイント事業費の減額によるものでございます。

以上が、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第29号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議案書28ページをお願ひいたします。

議案第29号、令和4年度上天草市電気事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の267ページをお願ひいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,724万9,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

271ページを御覧ください。

10(款)事業収入は、4,724万9,000円で、前年度比24万5,000円の減額でございます。こちらは、売電収入を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

272ページを御覧ください。

10(款)総務費は4,016万4,000円で、前年度比24万1,000円の減額でございます。こちらは、光熱水費、リース料及び消費税として計上するものでございます。

50(款)予備費は708万5,000円で、前年度比4,000円の減額でございます。

以上が、令和4年度上天草市電気事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第30号を、水道局長。

○水道局長(桑原 成明君) よろしく申し上げます。

議案書29ページをお願いします。

議案第30号、令和4年度上天草市水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書1ページを御覧ください。

第1条は、令和4年度上天草市水道事業会計予算を次のとおり定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水件数1万1,502件、年間総給水量223万7,505立方メートル、1日平均給水量6,113立方メートルでございます。

主要な建設改良事業は、大矢野町田端地区老朽管布設替工事4,800万円、松島合津地区老朽管布設替工事2,100万円、龍ヶ岳町大道地区老朽管布設替工事2,500万円を予定しております。第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、収入第1款、水道事業収益は9億7,823万4,000円で、内訳については、記載のとおりでございます。支出については、支出第1款、水道事業費用は9億7,823万4,000円で、内訳については記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入につきましては、収入第1款、資本的収入は1億1,020万円で、内訳については記載のとおりでございます。支出については、支出第1款、資本的支出は5億3,643万6,000円で、内訳については、記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億2,423万6,000円は、過年度

損益勘定留保資金4億1,025万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,397万9,000円で補填するものでございます。第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。限度額を2,186万8,000円と定めるものでございます。第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額を8,220万円と定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用、企業債償還金及び過疎債償還金の間の流用と定めるものでございます。第9条は、議会の議決を得なければ流用することが出来ない経費を、職員給与費9,201万8,000円、交際費1万円と定めるものでございます。第10条は、水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額を1億3,170万8,000円と定めるものでございます。第11条は、棚卸資産の購入限度額を1,500万円と定めるものでございます。

以上が、令和4年度上天草市水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第31号を、建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。

議案書30ページをお願いいたします。

議案第31号、令和4年度上天草市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、令和4年度上天草市下水道事業会計の予算を、次のとおり定めるものでございます。第2条は、業務の予定量を定めるもので、処理戸数1,541件、年間総処理水量56万7,030立方メートル、1日平均処理水量1,553立方メートルでございます。主要な建設改良事業としまして、管路施設建設改良費2,884万8,000円、処理場施設建設改良費4,010万円を予定しております。第3条は、収益的収支の予定額を次のとおり定めるものでございます。収入につきましては、第1款、下水道事業収益は2億9,238万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。支出につきましては、第1款、下水道事業費用は2億5,282万円で、内容は記載のとおりでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第4条は、資本的収支の予算を次のとおり定めるものでございます。収入につきましては、第1款、資本的収入は1億3,237万7,000円で、内訳は記載のとおりでございます。支出につきまし

ては、第1款、資本的支出は2億4,742万7,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,505万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額636万9,000円、当年度分損益勘定留保資金7,548万7,000円、利益余剰金処分額3,319万4,000円で補填するものでございます。第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び期限を定めるもので、限度額を9,100万円と定めるものでございます。第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額を8,720万円と定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めるものでございます。第9条は、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費で、職員給与1,648万円と定めるものでございます。第10条は、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額を1億7,037万3,000円と定めるものでございます。第11条は、繰越利益剰余金のうち、3,319万4,000円を、資本的収支不足額に対する補填財源として処分することを定めるものでございます。

以上が、令和4年度上天草市下水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第32号を、病院事務部長。

○病院事務部長（須崎 朝幸君） よろしく申し上げます。

議案書31ページをお願いいたします。

議案第32号、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算を次のとおり定めるものでございます。第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数は、入院では5万9,860人で、病床利用率84.1%を予定しております。外来では、医科で10万9,384人、歯科で3,146人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院は164人、外来では、医科で452人、歯科で13人を予定しております。

主要な建設改良事業は、施設整備費及び器械及び備品購入費として、1億4,880万4,000円を予定しております。内訳は、多人数用透析液供給装置ほか13件の医療機器入替え等によるものでございます。

附帯施設の業務予定量といたしましては、看護学校につきましては、学生数の定員が一学年40人で合計120人でございます。健康管理センターにつきましては、特定健診受診者数1万8,092人、人間ドック数57人、事業所健診等受診者数1,429人を予定しております。訪問看護ステーションにつきましては、医療訪問件数576人、介護訪問件数3,110人の合計3,686人を予定しております。介護老人保健施設につきましては、入所者数1万7,337人、1日平均47.5人、利用率に換算しますと、95%を予定しております。居宅介護支援センターにつきましては、介護予防計画数804件を予定しております。

教良木診療所につきましては、外来患者数2,178人、1日平均9人を予定しております。2ページを御覧ください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入につきましては、収入第1款、病院事業収益38億5,055万2,000円で、内訳については、第1項から第10項まで記載のとおりでございます。支出につきましては、支出第1款、病院事業費用38億5,055万2,000円で、内訳については、第1項から第11項までに記載のとおりでございます。

3ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入につきましては、収入第1款、資本的収入は2億217万7,000円で、内訳については、第1項から第4項までに記載のとおりでございます。支出につきましては、支出第1款、資本的支出は3億4,307万6,000円で、内訳については、第1項から第3項までに記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,089万9,000円は、当年度消費税資本的収支調整額1,350万9,000円、当年度損益勘定留保資金1億2,739万円で補填を見込むものでございます。

4ページを御覧ください。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、限度額を1億3,760万円と定めるものでございます。第6条は、一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。第7条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。第8条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、給与費25億6,320万9,000円、公債費80万円と定めるものでございます。第9条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額を2億8,519万8,000円と定めるものでございます。第10条は、棚卸資産の購入限度額を2億8,403万7,000円と定めるものでございます。

以上が、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第33号を、企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 議案書32ページをお願いいたします。併せて、別紙及び説

明資料13ページをお願いいたします。

議案第33号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明いたします。この議案に関し、湯島地区における辺地に係る公共的施設の総合整備計画、令和2年度から令和6年度については、令和2年12月市議会定例会の議決を経て策定をしたところでございますが、湯島振興策に係る事業実施に伴う公共的施設整備について、辺地対策事業債を活用するため、湯島診療所の改修を新たに加えるなど、変更案を作成したものでございます。

提案理由といたしましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第34号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 議案書33ページをお願いいたします。併せて、説明資料17ページをお願いいたします。

議案第34号、財産の譲与について御説明いたします。この議案は、上天草市大矢野町上字薬研迫地先の公有水面埋立てによる漁業権損失の補償として、天草漁業協同組合に対し、埋立て地の2割を譲与するものでございます。譲与する土地は、上天草市大矢野町上字薬研迫5252番47を雑種地2,505平方メートルでございます。

提案の理由といたしましては、財産を譲与するには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第35号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 議案書34ページをお願いいたします。併せて、説明資料21ページをお願いいたします。

議案第35号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

この議案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一つである交通災害見舞金に関する事務について、令和4年6月30日をもって宇城市が脱退することに伴い、当該組合の共同処理する事務を変更するとともに、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。なお、この規約は、令和4年7月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

日程第 3 6 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

日程第 3 7 同意第 2 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第 3 6、同意第 1 号及び日程第 3 7、同意第 2 号を議題と
いたします。提案理由及び提案内容の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書 3 5 ページ及び 3 6 ページをお願いいたします。併せて、本日
配付いたしました委員等の同意等議案に関する資料 1 ページ及び 2 ページをお願いいたします。

同意第 1 号及び同意第 2 号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について御説明いたします。

地方自治法施行規程第 1 6 条第 1 項の規定により設置している上天草市職員懲戒審査委員会の
委員について、5 人のうち 2 人は市職員、3 人は学識経験を有する者から選任することとなっ
ております。今般、市職員の 2 人が令和 4 年 3 月 3 1 日付けで定年退職となるため、後任の委員を
選任するものでございます。選任する委員の氏名は、水野博之、坂田結二の 2 人で、住所、生年
月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。

なお、任期は、前任者の残任期間の令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日までとなります。

提案理由といたしましては、職員懲戒審査委員会委員の選任については、地方自治法施行規程
第 1 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日 2 5 日から 3 月 6 日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、3 月 7 日の午前 1 0
時から、議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、2 月 2 5 日の正午までに通告書を提出をお願いします。また、一般
質問をされる方は、2 月 2 8 日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1 2 時 4 2 分